

早川町景観条例施行に関する規則をここに公布する。

平成26年3月18日

早川町長 辻 一 幸

早川町規則第1号

早川町景観条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び早川町景観条例（平成26年早川町条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法及び条例において使用する用語の例による。
(工作物)

第3条 条例第2条第1項第4号の規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) 垣（生垣を除く）、柵、塀その他これらに類するもの
- (2) 電線類、電柱、鉄塔、アンテナその他これらに類するもの。
- (3) 煙突、記念塔、金属柱、高架水槽、彫像その他これらに類するもの。
- (4) 遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設その他これらに類するもの。

(景観形成推進地区の指定等)

第4条 条例第12条第4項の規定による公表は、指定した景観形成推進地区に関し必要な事項を町の広報及びホームページに掲載して行うものとする。

(景観形成推進団体の認定等)

第5条 条例第13条第1項の景観形成推進団体は、次の要件に該当する団体とする。

- (1) 条例第12条第1項の規定により指定された景観形成推進地区内の町民組織であること。
- (2) 活動の内容が土地又は建築物その他の工作物の利用を不当に制限するものでないこと。
- (3) 規約、会則、定款等を有していること。
- (4) 法令又は条例に違反する行動を行っていないこと。
- (5) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する活動を行っていないこと。
- (6) 宗教的活動又は政治的活動を行っていないこと。
- (7) 営利を目的とした活動を行っていないこと。

2 条例第13条第2項の規定による景観形成推進団体の認定の申請は、景観形成推進団体認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 規約、会則、定款等

(2) 代表者及び構成員の住所及び氏名を記載した書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

3 町長は、前項の規定による申請があったときは、その適否を決定し、景観形成推進団体認定（不認定）通知書（様式第2号）により代表者に通知するものとする。

（景観形成推進団体の認定の取消し）

第6条 町長は、条例第13条第4項の規定により景観形成推進団体の認定を取り消したときは、景観形成推進団体認定取消通知書（様式第3号）により、当該景観形成推進団体の代表者に通知するものとする。

（景観計画区域内の行為の届出）

第7条 法第16条第1項の規定による届出は、早川町景観区域内行為届出書（様式第4号）によるものとし、その行為に着手しようとする日の30日前までに当該行為の種類に応じて別表に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 前項の規定により提出する届出書及び添付書類は、正副2部とする。

（事前相談）

第8条 条例第17条第1項の規定による相談をしようとする者は、早川町景観区域内行為事前相談書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

2 条例第17条第2項の規定による回答は、早川町景観区域内行為事前相談回答書（様式第6号）によるものとする。

（景観計画区域内の行為の変更の届出）

第9条 法第16条第2項及び条例第15条第3項の規定による変更の届出は、早川町景観計画区域内行為変更届出書（様式第7号）により行うものとする。

2 前項の届出には、第7条第2項の図書のうち当該変更に係るものを添付しなければならない。ただし、町長が、その必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

3 法第16条第2項に規定する事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第1項の規定による届出に係る行為が同条第7項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外とする。

（景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の提案）

第10条 法第20条第1項及び法第29条第1項の規定による提案は、指定提案書（様式第8号）により行うものとする。

（景観重要建造物指定の通知）

第11条 条例第19条第2項の規定による景観重要建造物指定の通知は、早川町景観重要建造物指定通知書（様式第9号）によるものとする。

（景観重要建造物指定の公示）

第12条 条例第19条第2項の規定による景観重要建造物指定の公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 指定番号及び指定の年月日

(2) 景観重要建造物の名称

(3) 景観重要建造物の所在地

(4) 景観重要建造物の所有者の氏名及び住所

- (5) 指定の理由となった外観の特徴
- (6) 法第19条第1項の土地その他物件の範囲
(標識の設置)

第13条 法第21条第2項及び条例第19条第2項の標識は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 景観重要建造物である旨の表示
- (2) 指定番号及び指定の年月日
- (3) 景観重要建造物の名称

2 前項の標識は、景観重要建造物の良好な景観を損なわない意匠とするとともに、当該景観重要建造物の敷地内の見やすい場所に設置するものとする。

(景観重要建造物の現状の変更)

第14条 法第22条第1項の許可を受けようとする者は、早川町景観重要建造物現状変更許可申請書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、法第22条第1項の許可をしたときは、早川町景観重要建造物現状変更許可書(様式第11号)により、前項の規定による申請をした者に通知するものとする。

3 町長は、法第22条第1項の許可をしないこととしたときは、早川町景観重要建造物現状変更不許可通知書(様式第12号)により、第1項の規定による申請をした者に通知するものとする。

(景観重要建造物の指定の解除)

第15条 法第27条第3項の規定により準用する法第21条第1項の通知は、早川町景観重要建造物指定解除通知書(様式第13号)によるものとする。

(景観重要建造物の状況の報告等)

第16条 景観重要建造物の所有者等は、条例第20条第3号に規定する当該建造物の点検を年1回行わなければならない。ただし、町長が適当と認めるときは、これと異なる周期で点検を行うことができる。

2 条例第20条第3号の規定による報告は、早川町景観重要建造物状況点検結果報告書(様式第14号)によるものとする。

(景観重要樹木指定の通知)

第17条 条例第21条第2項の規定による景観重要樹木指定の通知は、早川町景観重要樹木指定通知書(様式第15号)によるものとする。

(景観重要樹木指定の公示)

第18条 条例第21条第2項の規定による景観重要樹木指定の公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定番号及び指定の年月日
- (2) 景観重要樹木の樹種
- (3) 景観重要樹木の所在地
- (4) 景観重要樹木の所有者の氏名及び住所
- (5) 指定の理由となった樹容の特徴

(標識の設置)

第19条 法第30条第2項及び条例第21条第2項に規定する標識は、次に掲げる事項

を記載するものとする。

- (1) 景観重要樹木である旨の表示
- (2) 指定番号及び指定の年月日
- (3) 景観重要樹木の樹種

2 前項の標識は、景観重要樹木の良い景観を損なわない意匠とするとともに、当該景観重要樹木の付近の見やすい場所に設置するものとする。

(景観重要樹木の現状変更の許可)

第20条 法第31条第1項の許可を受けようとする者は、早川町景観重要樹木現状変更許可申請書(様式第16号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、法第31条第1項の許可をしたときは、早川町景観重要樹木現状変更許可書(様式第17号)により、前項の規定による申請をした者に通知するものとする。

3 町長は、法第31条第1項の許可をしないこととしたときは、早川町景観重要樹木現状変更不許可通知書(様式第18号)により、前項の規定による申請をした者に通知するものとする。

(景観重要樹木の指定の解除)

第21条 法第35条第3項の規定により準用する法第30条第1項の通知は、早川町景観重要樹木指定解除通知書(様式第19号)によるものとする。

(景観重要樹木の状況の報告)

第22条 景観重要樹木の所有者等は、条例第22条第3号に規定する当該樹木の点検を年1回行わなければならない。ただし、町長が適当と認めるときは、これと異なる周期で点検を行うことができる。

2 条例第22条第3号に規定する報告は、早川町景観重要樹木状況点検結果報告書(様式第20号)によるものとする。

(景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者の変更等の届出)

第23条 法第43条の規定による届出は、所有者等変更届(様式第21号)に当該景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者が変更したことを証する書類を添えて提出するものとする。

2 景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者が、住所又は氏名を変更したときは、所有者住所氏名変更届(様式第22号)を町長に提出しなければならない。

(審議会)

第24条 条例第7条に規定する早川町景観審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長を1人置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

5 審議会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

6 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

7 審議会の庶務は、総務課において処理する。

8 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(補則)

第25条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。